

第5編 南海トラフ地震 防災対策推進計画

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する地震による災害に関して、明石市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等について基本的な事項を定めるものである。このため、特に、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、防災訓練に関する事項並びに関係者との連携協力の確保に関する事項について定めるものである。

第1章 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえて、平成25年11月に東南海・南海特措法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震特措法」という。）に改正され、南海トラフ地震特措法第3条第1項の規定による推進地域に改めて明石市が指定されたことから、南海トラフ地震特措法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、防災訓練に関する事項並びに関係者との連携協力の確保に関する事項を定めるものである。

2 計画の性格

南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、広域かつ甚大な被害となるおそれがあるものである。

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることを考慮しながら、国、県、市、市民等の様々な主体が連携をとって計画的かつ速やかに防災対策を推進するとともに、その内容についても、順次、見直しを行い、実効性のある計画となるように努めるものとする。

3 計画の位置づけ及び構成

- (1) この計画は、南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する地震による災害に関して、明石市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにし、中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（H26.3.28）等を踏まえて遠方の地方自治体等との広域連携、民間企業との連携等の対策を推進していくため、防災関係機関の実施する業務等について基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、明石市地域防災計画の第5編として作成する。
- (3) この計画は、南海トラフ地震に関して特に重要な対策を中心としてまとめる。

第2章 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 指定地方行政機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
神戸地方気象台	気象・地象・水象に関する観測、予報、警報及び情報の発表並びに伝達
近畿地方整備局	(1) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の技術指導 (2) 公共土木施設（直轄）の応急対策の実施 (3) 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保
神戸海上保安部 姫路海上保安部 加古川海上保安署	(1) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 (2) 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 (3) 海上における人命救助 (4) 避難者、救援物資等の緊急輸送 (5) 海上における流出油等事故に関する防除措置 (6) 船舶交通の制限又は禁止 (7) 海上治安の維持 (8) 海上における特異事象の調査 (9) 事故情報の提供 (10) 海上における消火活動

2 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 第3師団 中部方面特科連隊	人命救助又は財産の保護のための応急対策の実施

3 県及び市

機 関 名	事 務 又 は 業 務
兵庫県	兵庫県の地域に係る災害応急対策の総合的推進
明石市	明石市の地域に係る災害応急対策の総合的推進

4 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
西日本旅客鉄道株式会社	(1)災害時における緊急鉄道輸送 (2)鉄道施設の応急対策の実施
西日本電信電話株式会社	(1)電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 (2)災害時における非常緊急通信
日本赤十字社 (兵庫県支部)	(1)災害時における医療救護 (2)救援物資の配分
N H K (神戸放送局)	(1)災害情報の放送 (2)放送施設の応急対策の実施
西日本高速道路株式会社	有料道路(所管)の応急対策の実施
日本通運株式会社	災害時における緊急陸上輸送
関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	電力供給施設の応急対策の実施
大阪ガスネットワーク株式会社	ガス供給施設の応急対策の実施

5 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
山陽電気鉄道株式会社	(1)災害時における緊急鉄道等輸送 (2)鉄道施設等の応急対策の実施
神姫バス株式会社	災害時における緊急陸上輸送
株式会社 ラジオ関西	(1)災害情報の放送 (2)放送施設の応急対策の実施
株式会社 サンテレビジョン	〃

第3章 被害の想定

1 被害の想定

南海トラフ地震被害の想定に関する事項は、第1編 第3章「地震被害の想定」第3節「地震被害の想定」のうち、＜南海トラフ地震の被害想定＞に定めるところによる。

被害の特性としては、揺れによる建物・人的被害の発生、住宅密集地などで火災が発生し、延焼も生じるほか、長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、液状化と液状化に伴う被害の発生などが想定されている。

なお、津波による浸水は、沿岸沿いなどの限られた範囲で、防潮堤内への浸水は想定されていない。

2 対策の推進

中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（H26.3.28）等を受けて、南海トラフにおける最大クラスの地震及び津波に関する想定を踏まえた対策を推進していくこととする。

第4章 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

市長は、震度5弱以上あるいはそれ以下であっても南海トラフ地震と判定される規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに明石市災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

(第3編「災害応急対策計画」第1章「組織及び動員」の項を参照)

2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、明石市災害対策本部条例及び明石市災害対策本部設置要綱に定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第1章「組織及び動員」に定めるところによる。

第5章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

〔実施担当〕	被害情報の収集 市 (活動部・調査部調査班・消防活動部・支援部地域統括班)
	情報整理 市(総務部情報整理班・庶務班)
	情報伝達 知事に対する報告 市(災害対策本部事務局)
	報道機関及び市民に対する伝達 市(広報部広報班)

情報の収集・伝達に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報計画」第1節「情報収集及び伝達」に定めるところによる。

(2) 避難のための指示

〔実施担当〕	市(災害対策本部事務局・広報部・消防活動部・活動部)
--------	----------------------------

避難のための指示に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第1節「避難計画」に定めるところによる。

なお、南海トラフ地震においては、特に下記の事項にも留意するものとする。

- ① 震度5弱以上の地震が発生したと判断したとき(場合によっては弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき)には、市長は、必要と認める場合、津波による警戒が必要と想定される標高3m以下の地域の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示するものとする。
- ② 地震発生後、津波警報が発表されたときには、市長は、標高3m以下の地域の住民をはじめ、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示するものとする。

2 施設の緊急点検・巡視

〔実施担当〕 市（各部）

施設の緊急点検・巡視に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報計画」第1節「情報収集及び伝達」4「被害状況等の収集方法」に定めるところによる。

3 救助・救急活動、医療活動、消火活動

(1) 救助・救急活動、医療活動

〔実施担当〕 市（医療部救護対策班・消防活動部）
災害対応病院（地方独立行政法人明石市立市民病院、明石医療センター）

救助・救急活動、医療活動に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第6節「医療・救護」に定めるところによる。

(2) 消火活動

〔実施担当〕 市（消防活動部）

消火活動に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第12章「大規模火災対策等」に定めるところによる。

4 物資調達

〔実施担当〕 食糧の供給 市（支援部供給班）
物資の供給 市（支援部供給班）
救援・義援物資の受け入れ 市（支援部物資受入班）
不足物資の供給要請 市（支援部供給班）

物資調達に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第4節「食糧の供給」及び第5節「物資の供給」に定めるところによる。

大規模災害の発生により物資が不足すると予想される場合、市は、備蓄物資、調達物資、救援物資等の調達量を主な品目別に確認し、県に対して不足分の供給要請を行うこととする。

5 輸送活動

〔実施担当〕 市（調査部庁舎管理班・各部）

輸送活動に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第9章「交通輸送対策」第2節「輸送対策」に定めるところによる。

6 保健衛生・防疫活動

〔実施担当〕 市（医療部救護対策班）

保健衛生・防疫活動に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第6章「感染症・健康管理対策」に定めるところによる。

7 帰宅困難者対策

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局）

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、帰宅経路情報の提供や公共施設での水、トイレ、休憩所等の提供等、徒歩帰宅者の支援策等について、検討するものとする。

8 二次災害防止等

〔実施担当〕 被災建物応急危険度判定 市（活動部活動第3班）
 公共施設等の応急対策 市（活動部・各施設管理者）
 障害物の除去 市（活動部）

二次災害防止等に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第9節「被災建物応急危険度判定」、第10節「公共施設等の応急対策」、第11節「障害物の除去」に定めるところによる。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

〔実施担当〕 市（活動部）

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の関係団体等への調達手配に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第10節「公共施設等の応急対策」3「関係団体等への協力要請」に定めるところによる。

2 人員の配置

〔実施担当〕 県及び他市町への協力要請 市（活動部・消防活動部）

県に対する人員の配置依頼については、第3編「災害応急対策計画」第3章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制」に定めるところによる。

第3節 他機関に対する応援要請

〔実施担当〕	県及び他市町への協力要請	市（災害対策本部事務局・ 消防活動部）
	他市町等への給水応援要請	市（水道部）
	自衛隊の派遣要請	市（災害対策本部事務局）

1 市は必要があるときは、締結している応援協定に従い、応援を要請するものとする。

応援要請に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第3章「広域応援体制」第1節「県及び他市町応援体制」に定めるところによる。

他市町等への給水応援要請に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第3節「給水対策」に定めるところによる。

2 市長（災害対策本部長）は、自衛隊の派遣要請を行う必要があると認めるときは、県知事（災害対策本部長）へ派遣を求めることができる。

自衛隊の派遣要請に関する事項については、第3編「災害応急対策計画」第3章「広域応援体制」第2節「自衛隊の派遣要請」に定めるところによる。

第4節 応援部隊及び緊急物資の受入

〔実施担当〕	市（災害対策本部事務局、消防活動部、支援部）
--------	------------------------

市は、自衛隊を石ヶ谷公園（中央体育館）において受入れるとともに、県と調整し明石公園の一部において自衛隊の受入れを調整する。

プッシュ型支援による物資については、石ヶ谷公園及び卸売市場を使用して、集積することができるように調整する。

第6章 津波からの防護及び円滑な避難の確保 に関する事項

第1節 津波からの防護のための施設の整備等（予防対策）

〔実施担当〕	河川、海岸、港湾及び漁港の整備 各管理者
	防災無線の整備 市（災害対策本部事務局）

1 施設整備の方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害のおそれのある地域において、防潮堤、堤防等の計画的な補強・整備、水門等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進するものとする。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行うものとする。また、門扉等閉鎖手順を定めるにあたっては、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (4) 市は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行うものとする。

2 河川施設の整備

河川施設の整備に関する事項は、第2編「災害予防計画」第6章「都市基盤の機能を維持する」第1節「総合的な浸水対策を実施する」2「河川・ため池の整備の推進」に定めるところによる。

3 海岸・港湾・漁港施設の整備

海岸・港湾・漁港施設の整備に関する事項は、第2編「災害予防計画」第6章「都市基盤の機能を維持する」第2節「安全な市街地を整備する」4「海岸保全施設整備の推進」に定めるところによる。

4 防災無線の整備

防災無線の整備に関する事項は、第2編「災害予防計画」第2章「災害時の対応活動を支援する」第7節「市民と行政との意思疎通のための仕組みをつくる」に定めるところによる。

第2節 津波に関する情報の伝達等

1 防災関係機関相互の情報の伝達

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局・広報部）

防災関係機関相互の情報の伝達に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報計画」第1節「情報収集及び伝達」8「情報伝達」に定めるところによる。

2 居住者等への情報の伝達

〔実施担当〕 市（広報部・消防活動部）

（1）災害情報の伝達

居住者等への災害情報の伝達に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報計画」第2節「災害広報」に定めるところによる。

（2）情報伝達の手段

市は、津波災害対応の緊急性から、防災行政無線による情報伝達を最優先の手段とし、併せて広報車両、報道機関の協力を得て行う情報伝達等の手段により、迅速に情報伝達を行うものとする。

3 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

〔実施担当〕 市（活動部・調査部調査班・消防活動部・支援部地域統括班）

被害情報の収集に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第2章「情報計画」第1節「情報収集及び伝達」に定めるところによる。

第3節 避難対策等

1 避難対象地域

市は、県の南海トラフ巨大地震津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲）を基本として、以下に掲げる範囲を避難対象地域とする。また、津波の警戒が必要な範囲として、津波による警戒が必要と想定される、標高3m以下の地域の住民に対し、避難を呼びかけるものとする。

<避難対象地域（いずれも防潮堤外の区域に限る）>

大蔵海岸通1丁目、大蔵海岸通2丁目、中崎1丁目、中崎2丁目、鍛冶屋町、本町1丁目、本町2丁目、材木町、港町、岬町、大観町、船上町、林1丁目、林2丁目、林3丁目、林崎町3丁目、松江、藤江、大久保町谷八木、大久保町八木、大久保町江井島、大久保町西島、魚住町中尾、魚住町西岡、二見町東二見、二見町南二見、二見町西二見

2 避難の確保

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局・消防活動部）

- (1) 市は、津波の警戒が必要な範囲について、①津波からの避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）、②避難場所に至る経路、③避難指示の伝達方法、④避難場所にある設備、物資等、⑤避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）その他、津波被害の特性に応じた避難実施方法を災害ハザードマップの作成・配布等により住民に周知徹底を図るための措置を講じるものとする。
- (2) 市は、各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果などによる検証を通じて避難場所、避難路、避難方法等を見直していくものとする。
- (3) 津波の警戒が必要な範囲内の居住者等は、避難地、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努めるものとする。
- (4) 南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等、避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法、市との連携体制等を明示するものとする。
- (5) 自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び明石市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとるものとする。
- (6) 津波の警戒が必要な範囲外に避難する時間がなくなった居住者等が、津波から緊急的かつ一時的に避難するため、公共施設等を津波一時避難ビルに指定する。

3 避難指示の発令

実施担当〕 市（災害対策本部事務局・広報部・活動部・消防活動部）

- (1) 市長は、明石市地域防災計画の定めるところにより、避難対象地域の住民、海浜にある者等に対して避難指示を発令することにより、当該地域住民等の安全を確保するものとする。
- (2) 避難指示の伝達方法
避難指示の伝達方法に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第1節「避難計画」に定めるところによる。
- (3) 避難指示の解除
避難指示の解除は、気象庁による津波注意報または津波警報の解除が発表されるなどで津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とするものとする。
避難指示の解除に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第1節「避難計画」に定めるところによる。
- (4) 避難指示の解除の伝達方法
避難指示の解除の伝達は、「(2) 避難指示の伝達方法」によるものとする。

(5) 警戒区域の設定

警戒区域の設定に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第1節「避難計画」に定めるところによる。

4 避難誘導體制

(1) 避難経路の確保

〔実施担当〕	市（活動部・消防活動部）
--------	--------------

避難経路の確保に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第1節「避難計画」に定めるところによる。

(2) 地域住民の避難誘導

〔実施担当〕	市（活動部・消防活動部）
--------	--------------

地域住民の避難誘導に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第1節「避難計画」に定めるところによる。

(3) 港湾・漁港関係者等の避難対策

〔実施担当〕	港湾管理者、市（活動部活動第2班）
--------	-------------------

市は、県とともに、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等が情報伝達及び避難誘導について定めるよう指導するものとする。

(4) 船舶・漁船等の港外退避等

〔実施担当〕	港湾管理者、市（活動部活動第2班）
--------	-------------------

市は、県とともに、船舶、漁船等の港外退避等に係る措置について、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、事前に対応を決めて船舶所有者や漁業協同組合の関係者に周知するものとする。

5 避難所の開設・運営

〔実施担当〕	市（避難部）
--------	--------

避難所の開設・運営に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第1節「避難計画」3「避難場所」に定めるところによる。

6 要配慮者の避難支援

〔実施担当〕 市（援護部要配慮者対策班）

要配慮者の避難支援に関する事項は、第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第2節「要配慮者への対応」に定めるところによる。

7 避難意識の普及啓発対策

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局・消防活動部）

市は、地域住民や企業に対して、津波来襲時に的確な避難が行うことができるように避難訓練・津波避難計画作成の支援を行うとともに、防災教育、津波ハザードマップの整備、ワークショップの開催等を通じて、市民等の津波避難に関する意識を啓発するものとする。

8 地下空間の浸水対策

〔実施担当〕 市（災害対策本部事務局・消防活動部）

市は、津波浸水時における地下空間での危険性の事前の周知・啓発を図るものとする。

第4節 消防機関等の活動

〔実施担当〕 市（消防活動部）

- 1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - （1）津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - （2）自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
 - （3）救助・救急 等
- 2 1に掲げる措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、消防の計画に定めるところによる。

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

1 水道

〔実施担当〕 市（水道部）

水道事業管理者は、津波からの円滑な避難を確保するため、地震での水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を講じるものとする。

2 電気

〔実施担当〕 関西電力送配電株式会社 神戸本部明石配電営業所

電気事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、地震による火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるものとする。

3 ガス

〔実施担当〕 大阪ガスネットワーク株式会社 兵庫事業部

ガス事業の管理者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

なお、南海トラフ地震における浸水時の導管被害を最小限にするため、浸水予測エリアの供給ネットワークの細分化を平成20年度に完了させている。

4 通信

〔実施担当〕 西日本電信電話株式会社 兵庫支店

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、通信設備への電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

5 放送

〔実施担当〕 放送事業者

(1) 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正

確かつ迅速な報道に努めるものとする。

- (2) 放送事業者は、市及び防災関係者と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等から津波の円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定めるものとする。

第6節 交通対策

1 道路の対策

〔実施担当〕	県公安委員会・道路管理者
--------	--------------

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

2 海上の対策

〔実施担当〕	神戸海上保安部・姫路海上保安部加古川海上保安署 港湾管理者 国土交通省、港湾・漁港関係者
--------	--

- (1) 神戸海上保安部及び姫路海上保安部加古川海上保安署は、必要に応じて、船舶交通の整理・指導にあたるものとする。
港湾管理者は、緊急輸送船舶が着岸する岸壁などの手配を行うものとする。
- (2) 神戸海上保安部及び姫路海上保安部加古川海上保安署は、必要に応じて、船舶交通の制限及び地域航行警報を発出するものとする。
- (3) 港湾管理者は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、調査を行う等により水路の安全を確保するものとする。
- (4) 神戸海上保安部及び姫路海上保安部加古川海上保安署は、漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、除去するよう指導するものとする。
- (5) 国土交通省、港湾・漁港関係者は、港内航路等について、沈船、漂流物等、その他水深の異常により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去等に努めるものとする。

3 旅客等の避難誘導

〔実施担当〕	海上運送事業者・鉄道事業者
--------	---------------

海上運送事業者及び鉄道事業者は、船舶、列車等の旅客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定めることとする。

第7節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

〔実施担当〕 市（各施設担当者）

1 不特定多数の者が利用する施設に対する措置

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して管理上の措置を実施することとする。

（1）各施設に共通する事項

- ア 津波警報等や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡視

（2）個別事項

- ア 橋梁、及び法面等に関する道路管理上の措置
 - イ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - ウ 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
 - (イ) 児童生徒等に対する保護の方法
 - エ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - (イ) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
- なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

（1）災害対策本部が設置される庁舎の管理者は、1（1）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとることとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

（2）この推進計画に定める避難場所又は応急救護所が置かれる学校、社会教育施設等の管理者は、1（1）又は（2）の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における工事
中の建築物その他の工作物又は施設について、管理者は安全確保上実施するべ
き措置についての方針を定める。

第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画（予防対策）

〔実施担当〕	市（各担当局部）
--------	----------

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画は、第2編「災害予防計画」第6章「都市基盤の機能を維持する」に定めるところによる。

第8章 地域防災力の向上及び防災訓練計画

第1節 地域防災力の向上（予防対策）

1 自主防災組織の育成

〔実施担当〕 市（消防局）

市は、地域防災力を向上させるため、自主防災組織を育成するものとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第1章「市民とともに災害に強いまちづくりを進める」第2節「地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる」に定めるところによる。

2 事業所等の地域防災活動への参画促進等

〔実施担当〕 市（消防局）

市は、地域防災力を向上させるため、事業所等の地域防災活動への参画を促進するものとする。その具体的な内容については、第2編「災害予防計画」第1章「市民とともに災害に強いまちづくりを進める」第2節「地域の防災組織を強化するための仕組みをつくる」に定めるところによる。

第2節 防災訓練計画（予防対策）

1 市・防災関係機関における防災訓練の実施

〔実施担当〕 市（総合安全対策室・都市局都市整備室・消防局）

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震及び津波を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1) の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (3) 市は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 住民等に対する教育及び広報（予防対策）

〔実施担当〕 市（総合安全対策室・政策局・消防局）

- 1 市は、居住者等の南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 2 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。
- 3 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて組織単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。
 - (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (2) 地震・津波に関する一般的な知識
 - (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
 - (4) 正確な情報入手の方法
 - (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (6) 各地域における津波の警戒が必要な範囲、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - (8) 避難生活に関する知識
 - (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - (11) 南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険についての知識
- 4 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。
- 5 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

兵庫県東播磨県民局が、海岸利用者に津波避難意識の高揚と防潮扉の閉鎖体制の徹底等を図るために下記の場所に津波広報プレート等を設置している。

津波広報プレート等設置場所

- ・明石港（平成17年度設置）
- ・松江海水浴場（平成19年度設置）
- ・江井島海岸（平成19年度設置）

第2節 児童、生徒等に対する教育（予防対策）

〔実施担当〕 市（教育委員会事務局）

南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、広範囲で強い揺れと巨大な津波が発生し、広域かつ甚大な被害となるおそれがあるものである。その発生に備えて、今後、災害対応の中心となる世代である現在の児童、生徒に対して防災教育を行う等、長期的な視野に立った対策が必要である。

小学校、中学校、高等学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行うものとする。

- (1) 過去の地震及び津波被害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 地震・津波対策に対して必要な地域での活動等について、保護者、地域住民とともに考え、自分の家や学校、地域の様子を知ること

第3節 防災上重要な施設の管理者に対する教育（予防対策）

〔実施担当〕 市（総合安全対策室・都市局道路安全室・福祉局・こども局・教育委員会・消防局）

庁舎、病院、学校等の公共建築物、交通施設、社会福祉施設など防災上重要な施設の管理者は、県、市が実施する研修に参加するよう努めることとする。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮することとする。

第4節 市職員に対する教育（予防対策）

〔実施担当〕 市（総合安全対策室）

市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

第5節 相談窓口の設置（予防対策）

〔実施担当〕	市（総合安全対策室）
--------	------------

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第10章 南海トラフ沿いにおける地震の連続発生等への対応

〔実施担当〕 市（総合安全対策室・政策局・消防局）

第1節 気象庁の南海トラフ地震臨時情報の発表

気象庁は、南海トラフ地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に、南海トラフ地震臨時情報として次の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、気象庁が大規模地震発生との関連性について調査を開始する旨を示す情報。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生（半割れケース）したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生（一部割れケース）若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合（ゆっくりすべりケース）、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す情報。

第2節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震臨時情報等の伝達等

市は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報収集・伝達について、津波に関する情報の伝達系統に準じて実施することとする。

（→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第2節「津波に関する情報の伝達等」の項を参照）

2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）等が発表された場合、その後の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒、巨大地震注意）等の発表に備え、それぞれの役割やその実施体制等について確認を行うこととする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）防災組織の設置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、必要に応じて、明石市災害対策本部を設置し、本部会議を開催する。

（2）災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりを観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間（通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで）、後発地震に対して注意をする措置をとるものとする。

（3）消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために必要な措置をとることとする。

（4）水道、電気、ガス、通信、放送関係

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

（→第3編「災害応急対策計画」第5章「被災者の救援救助」第3節「給水対策」の項を参照）

その他、水道事業者、電気事業者、ガス事業者、通信事業者、放送事業者についても必要な体制を確保するものとする。

（→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第5節「水道、電気、ガス、通信、放送関係」の項を参照）

（5）交通対策

市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

その他交通対策に関わる防災関係機関は、津波災害に備えて必要な対

策を講じるものとする。

(→第5編「南海トラフ地震防災対策推進計画」第6章「津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項」第6節「交通対策」の項を参照)

(6) 市が管理又は運営する施設等に関する対策

市は、自らが管理する公共施設等における津波避難に関わる対策として、津波警報や南海トラフ地震臨時情報等の入場者等への伝達、施設の防災点検、設備・備品等の転倒・落下防止措置等必要な措置を講ずるものとする。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 対策会議の開催

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、状況に応じ、警戒体制もしくは連絡体制をとるとともに、必要な人員を招集し、対策会議を行う。

(2) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(3) 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市が管理又は運営する施設等について、点検等を行うこととする。

